

Nara Women's University Digital Information Repository

Title	重要伝統的建造物群保存地区における住居活用の変容 福島県下郷町大内宿を事例に
Author(s)	中尾, 千明
Citation	人間文化研究科年報, 第25号, pp.225-234
Issue Date	2010-03-31
Description	
URL	http://hdl.handle.net/10935/1629
Textversion	publisher

This document is downloaded at: 2019-01-16T13:00:40Z

重要伝統的建造物群保存地区における住居活用の変容

—福島県下郷町大内宿を事例に—

中尾千明*

I. はじめに

1962（昭和37）年フランスで歴史的環境保存地区の概念が法律上初めて導入され¹⁾、1967年にはイギリスで景観保存を目的としたシビック・アメニティ法が制定された。このように景観保存に対する取り組みはヨーロッパをさきがけとして行われている。

日本では1950年代後半からの高度経済成長によるスクラップアンドビルド型の開発により、自然環境、埋蔵文化財、歴史的建造物²⁾の破壊がみられた。これらを危惧し、1966年に議員立法で古都保存法³⁾が成立する。しかし、古都保存法は対象市町村が京都・奈良・飛鳥・鎌倉などに限定され、また凍結保存を目的としたため、歴史的環境⁴⁾の保全制度とはなり得なかった。こうしたなか、独自に歴史的環境保存に取り組む地域もみられるようになる。1966年には岐阜県高山市で「高山市三之町保存会」、1968年に長野県南木曾町で「妻籠を愛する会」が発足した。1968年には金沢市伝統環境保存条例及び倉敷市伝統美観条例が制定される。活動は各地に広がり、1972年に文化庁は集落町並み保存対策研究協議会を開催、翌年には高山・倉敷・萩の集落町並み調査、翌々年市町村への補助事業として「伝統的建造物群保存対策調査」を行い、また有志による全国町並み保存連盟が発足する。このような動きのなか1975年に文化財保護法が改正され、重要伝統的建造物群保存制度（以下、重伝建制度）が施行された。現在文化庁選定の伝建地区（以下、重伝建地区、国より選定を受けていない地区を含む場合は伝建地区とする）は2008年6月9日現在83地区に及び、城下町・宿場町・港町・門前町・農村集落・山村集落など多岐にわたる。このように、伝統的建造物や歴史的環境保存に対する理解や取り組みは、1996年登録文化財制度や2004年施行の景観法および2005年施行の文化的景観保護制度、2008年「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（通称：まちづくり法案）」ともあいまって、新たな高まりを見せつつある。

すでに歴史的環境保存に関しては、藤岡（1965）、西川（1973）、西村（1997）、刈谷（1999）、大川（1995）らの研究や提言をはじめとして、都市計画、建築学、土木工学の分野で研究事例が多数報告されている。近年では歴史的環境を活用した「まちづくり」の機運の高まりとともに、実践的な研究事例が増加している。重伝建制度の特徴は、従来の凍結的な保存ではなく、人が居住する建造物の保存であるため一定の変化を許容する点にある。しかしながら、重伝建地区内の建造物の現状変更の際には許可申請を必要とするなど、生活に一定の制限が加えられる。したがって伝建地区指定に至る際には、様々な問題が生じることが多い⁵⁾。合意形成を経て伝建地区指定となった後も、修理・修景による景観変容や住民の高齢化による空き家の増加など、様々な問題点が発生する。特に景観変容の問題点を指摘した研究は多く見られる。牛谷ほか（2002）は修

* 社会生活環境学専攻

理・修景における基準と運用状況を論じ、牛谷ほか（2004）及び大島（2004）は、修理・修景により、学術的根拠のない新たな景観が形成されつつあると指摘する。このような景観変容は各地で見られる。しかし福田（1996）は、伝統は創り出されてゆくものであり、こうした伝統文化の創造による景観変容も地域アイデンティティの表象であると位置づける。こうした問題を解決するべく、近年ではファサード面の地域特性を集約した建築モデルを作成する傾向にある⁶⁾。こうしたモデルの構築は、地域独自の建築様式を視認し、町並みを調和させる際には有効であると考えられる。しかし、建築意匠は時代によって変化していることを考慮しなければ、個々の家の文脈を否定した町並みの均質化を招く危険性もあるだろう。

こうした修築・修景の問題はファサード面のみには焦点が当てられがちだが、実際には世代交代や生活様式の変化等によって、住居の間取りや部屋の使われ方が変化することが多い。そのため、住居内部の間取りや部屋の使われ方を考察することも、生活様式の変容という観点から必要であろう。ところで最初の重伝建地区は1976年に選定され、すでに30年が経過している。さらに増えつつある重伝建地区の今後を考える際、これまでの重伝建地区の現状や問題点を把握することはきわめて重要である。

そこで、本研究では1981年4月18日に選定された福島県下郷町大内宿を事例に、重伝建地区選定前後における生活様式の変化を、主に住民への聞き取りをもとに住居活用の変容から考察することを目的とする。大内宿の住居活用についてはすでに孫（2006）が、茅屋根の家並みと日常生活とは空間的に分離していると指摘している。本稿では孫の論考をさらに具体的に考察する意図も含んでいる。

本研究で対象とする大内宿は、福島県南会津郡下郷町行政区大内地区（大内地区は大字大内〈含、大内宿〉と大字沼山に分けられ、2006年12月現在大内地区には48世帯、181人が居住する）に含まれる。重伝建地区は、町の北端に位置し、東西を山に囲まれた標高658mの山間集落である（図1）。2005年には年間約85万人の観光客が訪れる福島県有数の観光地であり、2006年現在、宿内対象45世帯中42世帯が土産物店・飲食店・民宿といった観光客向け店舗のいずれかを営んでいる。

Ⅱ. 重要伝統的建造物群保存地区選定までの大内宿

（1）重伝建地区選定までの大内宿

江戸時代の大内宿は、若松城下から数えて下野街道三番目の宿場町である。しかし天災による街道寸断等の影響で、廻米や専売品の輸送量、人馬の往来は安定せず、宿駅の駄賃収入では生活出来ない半農半宿の宿場町であった⁷⁾。1884（明治17）年には三方道路の開削により、会津若松から田島に至る道筋が変更され、大内宿は宿場の機能を失った。明治期以降の大内宿内の様子は別稿に譲るが、第2次世界大戦以前における大内村は苦しい生活が続いたらしい⁸⁾。戦後1955年に旭田村・江川村・楯原町（含、大内村）の1町2村が合併し下郷町が誕生する。戦後に至っても首都圏方面の建築業者への出稼ぎや葉タバコ、高原ダイコン、花卉栽培等を行い、収入源は安定しなかったようである⁹⁾

(2) 重伝建地区選定の経緯と現状

大内宿が全国の注目を浴びた契機は、相沢韶男氏の大内宿での保存運動が1969年6月26日朝日新聞全国版に掲載されたことに始まる。大内宿には連日マスコミや観光客、研究者が訪れた。しかし、某テレビ番組での大内宿や茅葺き屋根に対する意見¹⁰⁾や観光客の心無い行動は住民の保存意欲を後退させる一因となり、保存運動も進展しなかった。一方、1973年には大川ダムの建設工事が始まり、続いて1977年には大内ダムの建設工事が始まると、住民はダムの補償金・建設工場の従業収入を得て、家の増改築に着手し始める。同年福島県は重伝建地区の制度が発足したことを受け大内地区に対し選定申請の打診を行ったものの、住民は生活の近代化や保存の負担金を理由に断った。ところが、1979年の大内宿保存の再考要請や、文化庁の調査官の発言¹¹⁾、並びに大内ダム建設もピークを越えていたこともあり、住民の意識にも変化がみられた。以上の経緯で、1980年下郷町伝統的建造物群保存地区保存条例が制定、1981年に保存計画が策定され大内宿は伝建地区となり、文化庁より重伝建地区に選定された。

Ⅲ. 大内宿の住居変容

本章では、住居の変化をもとに大内宿における生活の変化を考察する。調査は、全戸調査がブライバシーの問題から困難であったため、聞き取りが可能な12世帯を対象に、2006年12月10～17日に実施した。聞き取りした世帯主の世代は、70代2人(A・B)、60代4人(C・D・E・F・G)、50代3人(H・I・J)、40代2人(K・L)である。なお、G以外は全て観光客向け店舗を営んでいる。

表1は、A～Lの住居の変化を示している。これをみると、高度経済成長期から水回りの改修が徐々に始まり、ダム建築開始後から重伝建地区選定直後にかけて多くの世帯が水回りの改修や伝建物の改築を行っている。B・C・D・E・I・J・K・Lによると、ダム工事の補償金やダム工事就労による賃金をもとにした、または見越した改築であったという。重伝建地区選定後は、補助金をもとにした屋根の葺き替えや、保存計画に見合った仕様への修理・修景がなされている。また、伝建物を店舗利用するため、居住空間を増築した例も1989年以降多くの世帯で見られた¹²⁾。

図2は、Jの住居の変化を示している。Jは1970年頃に台所、風呂場、トイレ部分を増築・改修、牛馬舎も撤去し、これによりi・hと部屋が増える。その後1973年頃にa・b・c・d・eを改修した。ダム工事による補償金を頼りに1977年に敷地内に物置を建て、1995年からはJ(世)の仕事場として使用される(図面に記載なし。jの東側)。重伝建地区選定後の1981年には、屋根28坪・煙出4坪・ぐし6.7間の葺き替えを行っている(保存事業の一環のため国・県・町からの補助金有り。以下、補助金有りの場合は括弧内に明記)。続く1987年には屋根19坪を葺き替え(補助金有り)、東側への家屋増築(図面上のj)に伴って屋根東部分を撤去した。1989年に居住スペースの増築及び伝建物内に新たに部屋kを造るとともに、台所と風呂場の改修が行われる。これにより伝建物内は2006年の平面図の間取りとなる。1995年には伝建物の外観を修理(板戸・戸袋・下見板取・北側窓格子の取付)した(補助金有り)。1999年にも屋根33.4坪・ぐし10.8間の葺き替えが行われる(補助金有り)。

1969年当時、Jの家族構成(続柄はJから見た続柄を示す)及び職業は、隠居の祖母(62)、ダム工事に伴う電源開発と葉タバコ栽培に従事する父(37)、葉タバコ栽培を手伝う母(40)に、中

学生の従兄弟（15）とJ（13）、小学生の妹①（11）に妹②（4）であった（括弧内は年齢）。aは客間として、cは両親と妹②が、b・dは祖母と従兄弟、妹①、Jが使用した。eは居間であり、台所脇のfは調理用品置き場であった。gは葉タバコの作業場、hは1965年頃まで牛馬舎であった。

1980年当時は、祖母（73）は隠居、父（48）はダム工事に伴う電源開発及び高原ダイコン栽培、母（51）は高原ダイコン栽培、妹②（15）は中学生であった。両親とcに同室であった妹②はbに移り、iはダイニングとして使用される。牛馬舎であったhは改築されて祖母の部屋となった。この当時、Jや従兄弟、妹①は就学、就業のため別居していた。

2006年現在は、父（74）は家庭菜園を、母（77）は土産物屋の手伝い、J（50）は下請けの設計士、嫁（50）は土産物屋を営業、娘／次女（17）は高校生である。a・bは土産物店の商品陳列場、c・dは在庫置場として使用される。eは応接室としてのみ使用され、家族は祖母以外、増築した家屋に居住している。このように、かつての居住部分は現在では店舗使用されており、「住居空間の分離」がJの土産物店でも見られる。

このような伝建物と住居空間の分離は、J家のみで進行したわけではない。飲食店を営むC・H・I・Lの場合には、住居は完全に増築家屋に移った。土産物店E・Kの場合では、台所・風呂場・トイレは伝建物内にもあるものの、増築家屋にも台所・風呂場・トイレが存在し、増築家屋で過ごす割合が多い。土産物店Dの場合も、寝室は増築家屋であるという。

IV. おわりに

本稿では、重伝建地区選定から四半世紀を経過した福島県下郷町大内宿を事例に、重伝建地区選定前後における生活様式の変化を、主に住民への聞き取りをもとに住居活用の変容から考察した。

大内宿住民は1977年に大内ダムの工事が始まると、多くの住民が土木業に従事し、また補償金を手にする。その結果、ファサードだけでなく住居の内部の改築が、台所や風呂場などを中心として行われた。さらに重伝建地区選定後の観光客増加により、伝統的建造物内は「観光客向け店舗」として使用するため、裏地に居住スペースを設けるようになり、「住居空間の分離」がみられるようになった。このような「住居空間の分離」が他の重伝建地区でも一般的なのか否か、今後の研究の史料となれば幸いである。

注

- 1) 通称マルロー法、正式名称「フランスの歴史的、美的文化遺産の保存に関する立法を保管し、かつ不動産修復を進めるための法律」。
- 2) 本稿では伝統的建造物（以下、伝建物）は伝建地区内における指定を受けた物件を指す。歴史的に価値のある建造物を総称する場合はこの用語を用いる。
- 3) 正式名称「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」。
- 4) 他に「歴史的景観」、「歴史的町並み」、「保存修景集落」等の呼称も用いられるが、近年では「歴史的環境」を用いることが多い。本稿では、片桐（2000）の「歴史的遺産（有形・無形）が集中して存在することによってつくり出される一定の場」という定義を用いる。ただし、先行研

究の表記はそのまま引用する。

- 5) 岡崎他 (1995) や梅宮他 (2003) は伝建地区指定の合意に至る経緯やその問題点を、岩松他 (2000、2001)・伊藤 (2005) は伝建地区指定の合意形成の必要条件を論じている。
- 6) 渡辺他 (2002)、齋藤他 (2004)、碓井 (2006)。
- 7) 下郷町史編さん委員会 (2003)、1061頁、享保5年「村鑑」(『下郷町史資料集 2集』所収)による。
- 8) 大内地区集会所内掲示の歴代区長の業績が記された額の記載に基づく。
- 9) ただし「大内部落は、耕地の所有面積も割合に多く、山林所有者も多いので比較的生活水準が高いようだ」との記載(福島県下郷町役場編「広報しもごう No.67」、下郷町役場、3頁)有り。
- 10) 相沢 (2001)、159頁。
- 11) 「今なら保存が間に合う」という発言(下郷町史編さん委員会 (2003)、1086頁)。
- 12) 居住空間を増築していない世帯はA・B・Gのみである。Aは高齢者世帯のため、Bは伝建物に二階がありその部分を住居として活用しているため、Gは観光客向け店舗を営んでいないため、増築する必要性がなかったという。

文 献

相沢韶男『この宿場、残して!』ゆいデク叢書、2001、389頁。

伊藤修一郎「景観政策形成過程における住民組織の役割—竹富島と川越—番外を題材に—」公共政策研究 Vol.15、2005、14—26頁。

岩松文代・藤掛一郎「山村集落における伝統的景観保存への住民の反応—京都府美山町における伝建地区の指定を事例として—」森林研究72、2000、25—33頁。

岩松文代・岩井吉彌「山村集落の活性化に関する合意形成と住民リーダー—京都府美山町における景観保存を事例として—」日林誌83(4)、2001、307—314頁。

牛谷直子・明智圭子・増井正哉・上野邦一「重要伝統的建造物郡保存地区における修景実態に関する研究」日本建築学会計画系論文集、第561号、2002、211—216頁。

牛谷直子・増井正哉・上野邦一「重要伝統的建造物群保存地区における現状変更に伴う景観変容に関する研究—檜川村奈良井重要伝統的建造物群保存地区を事例として—」日本建築学会計画系論文集、第582号、2004、81—86頁。

碓井照子「GISによる奈良町の3次元景観モデル」歴史地理学48—1、2006、67—68頁。

梅宮路子・岡崎篤行「歴史的資源を活かした地域活性化における目標都市像の合意形成過程—新潟県村上市旧町人町を事例として—」都市計画論文集No.38—3、2003、577—582頁。

大川直躬編『都市の歴史とまちづくり』学芸出版社、1995、256頁。

大島規江「伝統的建造物群保存地区における歴史的景観の変容—長野県榑川村奈良井を事例として—」日本建築学会計画系論文集、第581号、2004、61—66頁。

岡崎篤行・原科幸彦「歴史的町並みを活かしたまちづくりにおける合意形成過程に関する事例研究—榑原市今井町地区の伝建地区指定を対象として—」都市計画論文集 No.30、1995、337—342頁。

- 片桐新自編『歴史的環境の社会学』、新曜社、2000、3頁。
- 齋藤篤史・松下大輔・宗本順三「帰納論理プログラミングを用いたファサード立面の形態要素の構成規則の獲得方法の研究—産寧坂伝統的建造物群保存地区の現状変更事例を対象として—」、日本建築学会計画系論文集第583号、2004、187—193頁。
- 刈谷勇雅「伝建地区制度の可能性」、(全国町並み保存連盟編『新・町並み時代まちづくりへの提案』学芸出版社、1999)、55—66頁。
- 下郷町史編さん委員会『下郷町史第4巻教育文化編』下郷町、2003、1086頁。
- 孫鏞勳・下村彰男・浜泰一「下郷町大内宿における集落景観の認識に関わるオモテの景観構造の特徴に関する研究」ランドスケープ研究69(5)、2006、717—720頁。
- 西川幸治『都市の思想 保存集計集落への指標』日本放送出版協会、1973、392頁。
- 西村幸夫『町並みまちづくり物語』古今書院、1997、248頁。
- 藤岡謙二郎『歴史的景観の美』河原書店、1965、298頁。
- 福田珠巳「赤瓦は何を語るか—沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動—」地理学評論69A、1996、723—743頁。
- 渡辺俊・葛城桂子「奈良町における町並み景観保全のための町屋の意匠構成要素に基づく造形ライブラリーに関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第562号、2002、329—335頁。

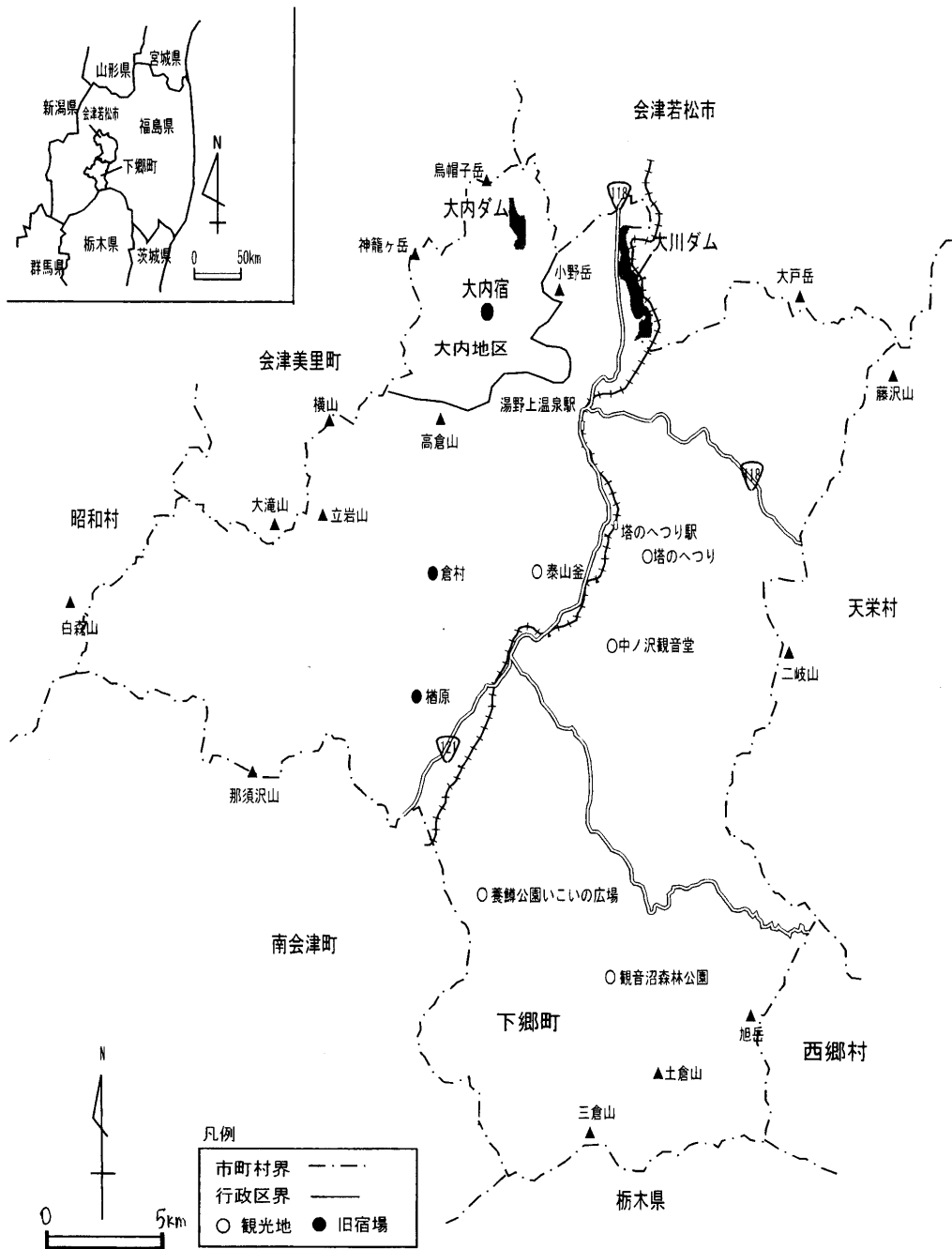


図1 研究対象地域

下野街道

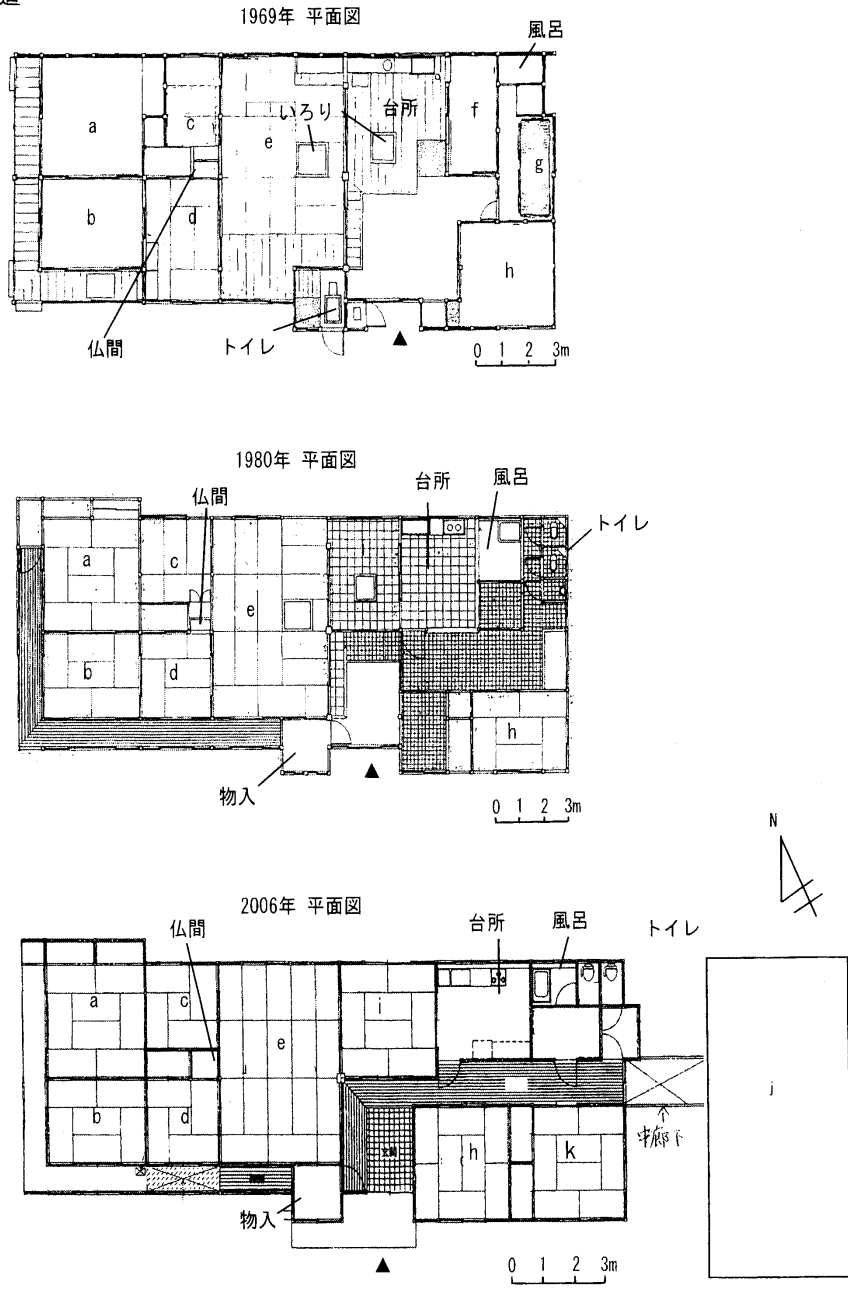


図2 J家における家屋の間取りの変遷

(1969・1980年図面は、下郷町教育委員会『宿場大内一下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書一』所収の図面に加筆。2006年図面は、2006年12月10日-17日実施のJ家世帯主への聞き取り調査により作成)

Transformations of Space in the Traditional Houses in an Important Preservation District for Groups of Historic Buildings

—A case of Ouchi post town, Shimogou, Fukushima Prefecture—

NAKAO Chiaki

The purpose of this study is to investigate how part of space in the traditional buildings utilized for various purpose before and after the selection as an Important Preservation District for Groups of Historic Buildings.

As a result of interviews, well accessible space of traditional buildings face to the main street has been utilized as shops for tourists. Residents gradually constructed new buildings or daily use behind the traditional houses. Research revealed separation of space in a ground occurred since the selection in 1981.